

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第45号

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀コロニー管理規則（昭和45年佐賀県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(利用定員) 第9条 コロニーの利用定員は、 <u>135人</u> とする。	(利用定員) 第9条 コロニーの利用定員は、 <u>125人</u> とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。